

平成28年4月7日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋本石町四丁目4番20号

株式会社鎌倉新書

代表取締役社長 清水 祐孝

第32期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第32期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年4月21日（木曜日）午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年4月22日（金曜日）午前10時
（受付開始時刻 午前9時）
2. 場 所 東京都中央区八重洲二丁目7番2号
八重洲三井ビルディング3階会議室 31 Builedge YAESU
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第32期（平成27年2月1日から平成28年1月31日まで）事業報告
及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.kamakura-net.co.jp>) に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されました。

当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスを一層充実させることにより、中長期的な企業価値の向上を図るべく、監査等委員会設置会社へ移行するため、当社定款につきまして、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

なお、本議案に係る定款変更は、本総会終結の時をもってその効力が生じるものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人	(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) 会計監査人
第5条～第18条 (条文省略)	第5条～第18条 (現行どおり)
(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は8名以内とする。 (新設)	(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は8名以内とする。 <u>2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>

現行定款	変更案
<p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 当会社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p>	<p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 当会社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議により、取締役社長1名を選定し、また必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役を各若干名選定することができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 代表取締役は、取締役会の決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役社長1名を選定し、また必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役を各若干名選定することができる。</p>
<p>第23条 (条文省略)</p>	<p>第23条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役会議事録)</p> <p>第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録を作成し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p>	<p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録を作成し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p>
<p>第27条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第28条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第29条 (条文省略)</p>	<p>第30条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>第5章 監査役および監査役会 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(監査役の員数) 第30条 当社の監査役は4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任) 第31条 当社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期) 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤監査役) 第33条 当社は、監査役会の決議により、常勤監査役を選定する。</p>	<p>第5章 監査等委員会 (監査等委員会の招集通知) 第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会規則) 第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役会の招集通知) 第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の経手を経ないで監査役会を開催することができる。</p>	(削除)
<p>(監査役会の決議の方法) 第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	(削除)
<p>(監査役会議事録) 第36条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録を作成し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p>	(削除)
<p>(監査役会規則) 第37条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	(削除)
<p>(監査役の報酬等) 第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削除)
<p>(社外監査役との責任限定契約) 第39条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	(削除)
<p>第40条～第45条 (条文省略)</p>	<p>第33条～第38条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>附則</p> <p>(社外監査役の責任限定契約に関する経過措置)</p> <p>1 平成28年4月開催の第32期定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお、従前の例による。</p>

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員(4名)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	<p>しみず ひろ たか 清水 祐 孝 (昭和38年1月24日)</p>	<p>昭和61年4月 国際証券株式会社入社 平成2年1月 当社入社 平成7年6月 当社取締役 平成14年3月 当社代表取締役社長(現任) 平成25年12月 公益財団法人つなぐいのち基金理事(現任) 平成28年2月 当社執行役員(現任)</p>	850,000株
2	<p>す とう さと し 須 藤 諭 史 (昭和52年2月9日)</p>	<p>平成16年4月 応用地質株式会社入社 平成19年9月 富士電機株式会社入社 平成24年3月 株式会社コロブラ入社 平成25年2月 株式会社ワコム入社 平成26年2月 当社入社 経営管理部長(現任) 平成26年7月 当社執行役員(現任) 平成27年4月 当社取締役(現任)</p>	一株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
3	うえむらかずひこ 上村和彦 (昭和33年7月6日)	昭和58年4月 東陽メンテナンス株式会社 入社 平成19年1月 当社入社 平成25年2月 当社ライフエンディング事 業1部部長 平成26年7月 当社執行役員(現任) 平成27年4月 当社取締役(現任) 平成28年2月 当社事業統括本部長(現任)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 清水祐孝氏は、当社の親会社等に該当します。同氏は、同氏の子会社等である株式会社かまくらホールディングスにおいて代表取締役社長の地位にあります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
1	※ <small>うえ まつ のり ゆき</small> 植 松 則 行 (昭和35年6月24日)	昭和60年3月 等松・青木監査法人(現 有限責任監査法人トーマ ツ)入所 昭和63年3月 公認会計士登録 平成11年6月 デロイトトーマツコンサル ティング株式会社グローバ ルパートナー 平成15年8月 株式会社電通経営企画局主 管 平成20年7月 植松公認会計士事務所所長 (現任) 平成24年5月 株式会社みらい知的財産技 術研究所監査役(現任) 平成24年6月 株式会社エヌジェーケー社 外監査役(現任) 平成25年2月 国際マネジメントシステム 認証機構株式会社監査役 (現任) 平成25年8月 コノコ医療電機株式会社監 査役(現任) 平成27年1月 当社社外監査役(現任)	一株
2	※ <small>か わい じゅん こ</small> 河 合 順 子 (昭和49年12月10日)	平成16年10月 弁護士登録、梅ヶ枝中央法 律事務所(現 弁護士法人 梅ヶ枝中央法律事務所)入 所(現任) 平成22年5月 デューク大学ロースクール 修士課程(LL.M)修了 平成22年8月 マスダ・フナイ・アイファ ードミッチェル法律事務所 (シカゴ)勤務 平成23年7月 ニューヨーク州弁護士登録 平成23年12月 君合法律事務所(北京)入所 平成25年3月 一般財団法人ソワントータ ルビューティ試験センター 理事(現任) 平成25年6月 北京大学ロースクール修士 課程修了 平成27年1月 当社社外監査役(現任)	一株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
3	※ ^{すえ} ^{ざわ} ^{かず} ^{まさ} 末澤和政 (昭和23年9月3日)	昭和47年4月 株式会社日本興業銀行(現 株式会社みずほコーポレー ト銀行)入行 平成11年6月 同行営業第六部長 平成13年6月 同和鉱業株式会社(現 D OWAホールディングス株 式会社)執行役員 平成14年3月 同社執行役員兼藤田観光株 式会社監査役 平成14年6月 同社取締役コーポレートス タッフ管掌兼藤田観光株式 会社監査役 平成15年4月 同社取締役・CFO(最高 財務責任者)コーポレート スタッフ管掌 平成18年6月 同社取締役副社長 平成19年10月 同社取締役副社長兼藤田観 光株式会社顧問 平成20年3月 藤田観光株式会社代表取締 役社長兼執行役員社長 平成25年3月 同社会長 平成26年3月 同社相談役 平成28年2月 東部商事株式会社非常勤監 査役(現任)	一株

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 植松則行氏、河合順子氏及び末澤和政氏は社外取締役候補者であります。また、各氏の選任が承認された場合には、各氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定です。
4. 植松則行氏は、社外役員となること以外の方法で直接企業の経営に関与された経験はありませんが、公認会計士としての高度な専門的知識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切な提言をいただくことを期待して、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- なお、植松則行氏は、現在、当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、1年3ヶ月になります。

5. 河合順子氏は、社外役員となること以外の方法で直接企業の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての高度な専門的知識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切な提言をいただくことを期待して、社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、河合順子氏は、現在、当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、1年3ヶ月になります。

6. 末澤和政氏は、上場会社の経営に携われた長年の豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
7. 当社は、植松則行氏、河合順子氏及び末澤和政氏の選任が承認された場合には、各氏に、期待された役割を十分に発揮していただけるよう、会社法第427条第1項の規定に基づき、各氏と同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とします。なお、植松則行氏、河合順子氏の両氏は、社外監査役として、当社との間で同様の契約を締結しております。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、当社の取締役の報酬額は、平成26年4月30日開催の第30期定時株主総会において、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まずに年額150百万円以内とする旨のご承認をいただき、現在に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止した上で新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額150百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額10百万円以内と定めることとさせていただきますと存じます。

第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

以 上

(添付書類)

事業報告

(平成27年2月1日から
平成28年1月31日まで)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府による経済及び金融政策による円安・株高の進行に伴い輸出関連企業を中心に企業収益の改善が進んでおります。しかしながら、新興国の成長鈍化等世界経済は低調に推移し、長期にわたるデフレ傾向による消費者の節約志向は依然根強いものであり、企業収益の改善において不安材料も存在しております。

当社が属するライフエンディング市場におきましては、少子高齢化が進む中、「終活」の浸透が進み葬儀を中心にライフエンディングに対する社会的関心が高まりを見せております。しかし、社会の変化に伴いユーザーの価値観やニーズも変化しつつあり、葬儀の小型化傾向が一層顕著となり、単価の下落傾向が続いております。仏壇仏具やお墓等におきましても、ユーザーの節約志向に加え、生活スタイルや価値観の変化による購入商品の小型化・低価格化が継続しております。

このような事業環境の中、当社はユーザーに有益な情報提供を行い、取引先へ紹介するため、取引先に対する十分な調査とユーザーのニーズの理解とサポートを図る目的で専門家による相談窓口としてコールセンターの充実などに努めてまいりました。

この結果、当事業年度の売上高は、1,147,517千円（前事業年度比25.1%増）、営業利益は225,603千円（同1,739.3%増）、経常利益は211,165千円（同658.5%増）、当期純利益は125,779千円（同1,086.5%増）となりました。

(2) 資金調達の状況

当社は、東京証券取引所マザーズ市場への株式上場に伴い、平成27年12月3日を払込期日として、国内における一般募集（ブックビルディング方式による募集）として、新株式150,000株の発行（引受価額1株につき920.00円）により、総額138,000千円の資金調達を行いました。

また、平成28年1月6日を払込期日として、オーバーアロットメントによる売出しに関連する国内における第三者割当による自己株式75,000株の処分（割当価格1株につき920.00円）により、69,000千円の資金調達を行いました。

(3) 設備投資の状況

該当事項はありません。

- (4) 重要な組織再編等
該当事項はありません。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	平成25年度 第29期	平成26年度 第30期	平成27年度 第31期	平成28年度 (当期) 第32期
売 上 高	627,826 千円	778,323 千円	917,288 千円	1,147,517 千円
当 期 純 利 益	28,904 千円	30,798 千円	10,600 千円	125,779 千円
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	36,130.45 円	3,806.53 円	1,191.10 円	69.52 円
総 資 産	335,803 千円	617,069 千円	689,395 千円	868,835 千円
純 資 産	116,610 千円	279,809 千円	290,410 千円	623,189 千円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により算出しております。
2. 当社は平成25年6月15日付で、株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。
1株当たり当期純利益につきましては、当該株式分割が第30期期首時点で行われていたと仮定して算定しております。
3. 当社は平成27年8月31日付で、株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。
1株当たり当期純利益につきましては、当該株式分割が第32期期首時点で行われていたと仮定して算定しております。

(6) 対処すべき課題

当社が安定的かつ持続的な成長を実現するために、対処すべき課題は以下のとおりであります。

① 既存サービスの知名度の向上と利用者数の拡大

当社が持続的に成長するためには、当社及び当社サービスの知名度を向上させ、新規利用者を継続的に獲得していくことが必要不可欠であると認識しております。そのために、効果的な広告宣伝やメディア活動により、当社及び当社サービスの知名度を向上させること、また、当社のユーザーに当社の他のサービスにも興味を持っていただけるよう、当社自体のブランディング強化や個々のサービスの連携強化、さらに様々な業者と提携をすることで新規顧客開拓を行い、利用者の増加に取り組んでまいります。

② ユーザーの満足度の向上

当社が成長するためには、ユーザーの満足度の向上を永続的に図っていく必要があると認識しております。当社コールセンターの拡充、ユーザーへの対応力の強化に努めるよう取り組んでいくとともに、営業体制を強化し、提携先の全国カバー率を高め、ユーザーの選択肢の増加に努めてまいります。

③ システムの安定的な稼働

当社のポータルサイトはWEBで運営されており、より快適な状態でユーザーにサービスを提供するにはシステムを安定的に稼働させ、問題が発生した場合には適時に解決する必要があると認識しております。

そのため、システムを安定的に稼働させるための人員の確保及びサーバー機器の拡充に努めてまいります。

④ 内部管理体制の強化

当社におきましては、今後もより一層の事業拡大を見込んでおり、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であるとと考えております。

このため、バックオフィス業務の整備を推進し、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制強化に取り組んでまいります。具体的には、業務運営上のリスクを把握してリスク管理を適切に行うこと、また定期的な監査の実施によるコンプライアンスの強化、コーポレート・ガバナンス機能の充実等を行っていく方針であります。

⑤ 優秀な人材の確保と組織体制の強化

当社は今後のさらなる成長のために、優秀な人材の確保及び当社の成長フェーズに沿った組織体制の強化が不可欠であり、かつ課題であると認識しております。教育体制の整備を進め人材の定着と能力の底上げを行っていくとともに、継続的な採用活動を通じて、当社の企業理念・風土にあった人材の登用を進めてまいります。

⑥ 更なる成長拡大に向けた、新規事業の展開について

ライフエンディング市場におけるユーザーのニーズは時代に伴って変化し、当社においてもユーザーのニーズを満たす新規事業を展開していくことが重要な課題であると認識しております。現在、「セラヴィ」という、主に生前準備領域をメインとしたライフエンディング全般の情報を網羅し、ユーザーからの相談を受け付けるサイト、また、「遺産相続なび」という、全国の弁護士・税理士等の専門家と連携し、相続手続きについてのサポートを行うサイトを運営しておりますが、その他ユーザーの様々なニーズに合致したサイト、サービスの開発にも努めてまいります。

(7) 主要な事業内容（平成28年1月31日現在）

事業	主要製品及び事業内容
ライフエンディングサービス事業	ポータルサイトの運営、WEB制作や各種コンサルティング等

(8) 主要な営業所及び工場並びに使用人の状況（平成28年1月31日現在）

① 主要な営業所

名称	所在地
本社	東京都中央区

② 使用人の状況

使用人数	前期末比増減
46 名	0 名

(注) 上記使用人数には、使用人兼務取締役、契約社員及び臨時従業員（パートタイマー、顧問及び派遣社員）29名は含んでおりません。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

該当事項はありません。

(10) 主要な借入先（平成28年1月31日現在）

借入先	借入額
株式会社東京都民銀行	35,000 千円

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、平成27年12月4日に東京証券取引所マザーズ市場へ上場いたしました。

2. 会社の株式に関する事項（平成28年1月31日現在）

- | | |
|----------------|------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 6,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 2,005,000株 |
| (3) 株主数 | 1,078名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
清 水 祐 孝	850,000 株	42.39 %
株式会社かまくらホールディングス	200,000	9.98
Y J 1 号 投 資 事 業 組 合	180,000	8.98
清 水 優 紀	100,000	4.99
清 水 啓 太 郎	100,000	4.99
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	51,200	2.55
株 式 会 社 S B I 証 券	47,700	2.38
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	21,900	1.09
カブドットコム証券株式会社	20,700	1.03
楽 天 証 券 株 式 会 社	19,000	0.95

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

項目	第1回新株予約権	第3回新株予約権	
発行年月日	平成26年5月31日	平成27年1月8日	
区分	取締役	取締役	監査役
保有者数	3名	2名	1名
新株予約権の数	120個	50個	10個
新株予約権の目的となる株式の数	24,000株	10,000株	2,000株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	
新株予約権1個当たりの発行価額	無償	無償	
権利行使時1個当たりの発行価額	780円	780円	
権利行使期間	平成28年6月1日から 平成36年5月25日まで	平成29年1月9日から 平成36年12月25日まで	
新株予約権の行使の条件	(注) 1	(注) 1	

(注) 1. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- ① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。
 - ② 新株予約権者の譲渡、質入れその他一切の処分及び相続は認めない。
 - ③ 新株予約権の目的たる株式が、金融商品取引所に上場された日、又は権利行使期間の開始日のいずれか遅い方の日以後において新株予約権を行使することができる。
2. 当社は平成27年7月21日開催の取締役会決議に基づき、平成27年8月31日付で普通株式1株を200株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」「権利行使時1個当たりの発行価額」が調整されております。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対し交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成28年1月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	清水 祐 孝	公益財団法人つなぐいのち基金理事
取 締 役	須 藤 諭 史	執行役員 経営管理部、人事部管掌
取 締 役	上 村 和 彦	執行役員 ライフエンディング事業1部、ライフエンディング事業2部管掌
取 締 役	増 澤 貞 昌	執行役員 アライアンス事業、情報システム管掌
監査役（常勤）	中 嶋 清 昭	
監 査 役	植 松 則 行	株式会社エヌジェーケー 社外監査役 株式会社みらい知的財産技術研究所 監査役 国際マネジメントシステム認証機構株式会社 監査役 コノコ医療電機株式会社 監査役 植松公認会計士事務所所長
監 査 役	河 合 順 子	弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所弁護士 一般財団法人ソワントータルビューティ試験センター理事

- (注) 1. 平成27年4月23日開催の第31回定時株主総会終結の時をもって、取締役宮木章太氏は、任期満了により退任いたしました。また、同定時株主総会において、須藤諭史氏及び上村和彦氏が取締役役に新たに選任され、それぞれ就任いたしました。
2. 監査役植松則行氏及び同河合順子氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、社外監査役の植松則行氏及び河合順子氏を、東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役植松則行氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役河合順子氏は、弁護士の資格を有しており、主に企業法務の分野を専門分野としております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人数	報酬等の額	摘要
取締役	5名	85,803千円	(うち社外 1名 1千円)
監査役	3名	7,636千円	(うち社外 2名 2,400千円)

- (注) 1. 報酬等の総額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額については、平成26年4月30日開催の第30回定時株主総会決議において、年150百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人給分を含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額については、平成23年4月22日開催の第27期定時株主総会決議において、年10百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である法人等と当社との関係

- ・ 監査役植松則行氏は、植松公認会計士事務所所長、株式会社エヌジェーケー社外監査役、株式会社みらい知的財産技術研究所監査役、国際マネジメントシステム認証機構株式会社監査役及びココロ医療電機株式会社監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役河合順子氏は、弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所弁護士及び一般財団法人ソワントータルビューティ試験センター理事であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動

区分	氏名	主な活動状況
社外監査役	植松 則行	当事業年度に開催した取締役会18回すべて及び監査役会15回すべてに出席し、公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見やアドバイスを述べております。
社外監査役	河合 順子	当事業年度に開催した取締役会18回すべて及び監査役会15回すべてに出席し、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見やアドバイスを述べております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	10,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	11,700千円

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておりませんので、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるコンフォートレターの作成についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合その他必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 会計監査人が現に受けている業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分等の内容の概要

① 処分対象

新日本有限責任監査法人

② 処分の内容

・業務改善命令（業務管理体制の改善）

・3ヵ月間の業務の一部の停止命令

（契約の新規の締結に関する業務の停止）

（平成28年1月1日から平成28年3月31日まで）

③ 処分理由

- ・ 他社の平成22年3月期、平成24年3月期及び平成25年3月期における財務書類の監査において、同監査法人の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したこと
- ・ 同監査法人の運営が著しく不当と認められたこと

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保するための体制整備の基本方針として、以下のような内部統制システム整備の基本方針を定めております。

a 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役および執行役員は、当社が共有すべきルールや考え方を表した「経営理念」及び「コンプライアンス規程」を通じて、当社における企業倫理の確立ならびに取締役および使用人による法令、定款および社内規程の遵守の確保を目的として制定した「経営理念」及び「コンプライアンス規程」を率先垂範するとともに、その遵守の重要性につき繰り返し情報発信することにより、その周知徹底をはかる。
- (2) 内部統制委員会は、「経営理念」及び「コンプライアンス規程」の周知徹底のための活動を行い、各部門における法令、定款および社内規程の遵守状況の監査、問題点の指摘および改善策の提案等を行う。
- (3) 取締役は、重大な法令違反その他法令および社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告する。
- (4) 内部通報制度の利用を促進し、当社における法令違反または「経営理念」及び「コンプライアンス規程」の違反またはそのおそれのある事実の早期発見に努める。
- (5) リスク管理委員会は、当社における不正行為の原因究明、再発防止策の策定および情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえて内部統制委員会は、再発防止策の展開等の活動を推進する。
- (6) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 情報セキュリティについては、「情報セキュリティ管理規程」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する情報セキュリティ・マネジメント・システムを確立する。
- (2) 取締役および使用人の職務に関する各種の文書、帳票類等については、適用ある法令および「文書保存管理規程」に基づき適切に作成、保存、管理する。
- (3) 株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、取締役および監査役が常時閲覧することができるよう検索可能性の高い方法で保存、管理する。
- (4) 企業秘密については、「文書保存管理規程」に基づき、秘密性の程度に応じて定める管理基準に従い適切に管理する。
- (5) 個人情報については、法令および「個人情報管理規程」などに基づき厳重に管理する。

c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の持続的発展を脅かすあらゆるリスク、特にコンプライアンス問題、環境問題、品質問題、災害発生、情報セキュリティ問題等を主要なリスクと認識してこれに対処すべく、以下の対策を講ずる。

- (1) リスクを適切に認識し、管理するための規程として「リスク管理規程」を定め、その中で個々のリスクに関する管理責任者を任命し、リスク管理体制の整備を推進する。
- (2) リスク管理に関する当社の方針の策定、リスク対策実施状況の点検・フォロー、リスクが顕在化した時のコントロールを行うためにリスク対策委員会を設置する。リスク対策委員会は、審議・活動の内容を定期的に取り締役に報告する。
- (3) 重大なリスクが顕在化した時には緊急対策本部を設置し、被害を最小限に抑制するための適切な措置を講ずる。
- (4) 事業部門は、その担当事業に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応方針および対策を決定し、適切にリスク管理を実施する。
- (5) スタッフ部門は、その担当事項に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応方針および対策を決定し、リスク管理を適切に実施するとともに、担当事項に関して事業部門が行うリスク管理を全社横断的に支援する。
- (6) 事業部門およびスタッフ部門は、自部門の業務の適正または効率的な遂行を阻害するリスクを洗い出し、適切にリスク管理を実施する。

- (7) 内部統制委員会は、事業部門およびスタッフ部門が実施するリスク管理が体系的かつ効果的に行われるよう必要な支援、調整および指示を行う。
 - (8) 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、経営会議において十分な審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会において報告する。
 - (9) 事業部門およびスタッフ部門は、当社の事業に関する重大なリスクを認識したときまたは重大なリスクの顕在化の兆しを認知したときは、速やかに関係するスタッフ部門および内部統制委員会にその状況を報告するとともに、特に重要なものについては、取締役および監査役に報告する。
 - (10) 当社のリスク管理体制およびリスク管理の実施状況については、内部監査室が監査を行う。
- d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 取締役会は、原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。
 - (2) 取締役会は、当社の中期経営目標ならびに年間予算を決定し、その執行状況を監督する。
 - (3) 執行役員は、取締役会で定めた中期経営目標および予算に基づき効率的な職務執行を行い、予算の進捗状況については、経営会議で確認し、取締役会に報告する。
 - (4) 取締役および執行役員の職務執行状況については、適宜、取締役会に対して報告する。
 - (5) 執行役員その他の使用人の職務権限の行使は、「職務権限規程」に基づき適正かつ効率的に行う。
- e 当社における業務の適正を確保するための体制
- 当社は、当社における業務の適正化および効率化の観点から、業務プロセスの改善および標準化に努めるとともに、情報システムによる一層の統制強化をはかる。当社の各部門は、関連するスタッフ部門の支援の下で、これを実施する。
- f 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
- (1) 取締役および使用人は、監査役求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
 - (2) 経営管理部長等は、その職務の内容に応じ、月次、四半期毎その他の頻度で定期的に監査役に対する報告を行う。
 - (3) 経営管理部長は、監査役に対して、内部通報制度の運用状況につき定期的に報告し、取締役に「経営理念」及び「コンプライアンス規程」に違反する事実があると認める場合その他緊急の報告が必要な場合には、直ちに報告する。

- (4) 重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供する。
 - (5) 内部監査担当部署は、監査に協力することなどにより、監査役との連携を強化する。
- g その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。
 - (2) 監査役は、随時経理システム等の社内情報システムの情報を閲覧することができる。
 - (3) 監査役は、監査法人等から監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っていく。
- h 財務報告の信頼性を確保するための体制
- (1) 当社の財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。
 - (2) 当社の各部門は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。

当事業年度における、当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 内部統制システム全般

当社では、内部監査室による業務監査及び内部統制監査を通して、内部統制システム全般の整備、運用状況の評価及び改善を実施しております。

また、上記体制のもと、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性評価」を行っております。当事業年度につきましては、開示すべき重要な不備及び欠陥は発見されておりません。

(2) コンプライアンス

当社では、法令遵守体制の点検・強化を推進するため「コンプライアンス規程」に基づき、必要に応じてコンプライアンス委員会を設置し、適切に対処することができる仕組みを講じております。

(3) リスク管理

当社では、当社に関わる様々なリスクを一元的に予防、管理すること、またリスクが発生した場合には、迅速かつ的確な対応をすることを目的として、代表取締役を委員長とした「リスク対策委員会」を設置しております。

(4) 取締役の職務執行

当社は、「取締役会規程」に基づき、原則月1回の取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。

なお、当事業年度につきましては、取締役会を18回開催しております。

(5) 監査役の職務執行

監査役は、取締役会への出席並びに取締役及び使用人からのヒアリング、さらには常勤監査役による経営会議その他の重要な会議への出席を通じて、当社の内部統制の整備及び、運用状況について確認を行うとともに、より健全な経営体制と効率的な運用を行うための助言を行っております。

また、監査役は、会計監査人、内部監査室など内部統制に係る組織と適宜情報交換を行い、連携を保ちながら監査の実効性を確保しております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成28年1月31日現在)

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
[資産の部]		[負債の部]	
流動資産	829,054	流動負債	213,238
現金及び預金	604,325	買掛金	8,091
受取手形	1,716	1年内返済予定の 長期借入金	10,000
売掛金	196,671	未払金	42,782
製品	6,760	未払費用	49
仕掛品	1,537	未払法人税等	85,839
貯蔵品	163	未払消費税等	31,183
前払費用	9,339	前受金	8,467
繰延税金資産	10,889	預り金	11,660
その他	468	賞与引当金	15,162
貸倒引当金	△2,819	固定負債	32,408
固定資産	39,781	長期借入金	25,000
有形固定資産	2,685	退職給付引当金	7,408
建物	1,549	負債合計	245,646
工具器具備品	1,135	[純資産の部]	
無形固定資産	8,692	株主資本	623,189
ソフトウェア	8,489	資本金	213,700
その他	202	資本剰余金	173,700
投資その他の資産	28,403	資本準備金	173,700
繰延税金資産	4,998	利益剰余金	235,789
敷金及び保証金	21,864	その他利益剰余金	235,789
その他	1,540	繰越利益剰余金	235,789
資産合計	868,835	純資産合計	623,189
		負債・純資産合計	868,835

損益計算書

(平成27年2月1日から
平成28年1月31日まで)

(単位 千円)

科 目	金 額	
売上高		1,147,517
売上原価		532,187
売上総利益		615,330
販売費及び一般管理費		389,726
営業利益		225,603
営業外収益		
受取利息	67	
為替差益	515	
その他	875	1,458
営業外費用		
支払利息	1,925	
株式交付費	1,563	
株式公開費用	11,397	
和解金	1,000	
その他	10	15,896
経常利益		211,165
税引前当期純利益		211,165
法人税、住民税及び事業税	84,989	
法人税等調整額	397	85,386
当期純利益		125,779

株主資本等変動計算書

(平成27年2月1日から
平成28年1月31日まで)

(単位 千円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	110,200	70,200	70,200	110,010	110,010	290,410	290,410
当期変動額							
新株の発行	103,500	103,500	103,500			207,000	207,000
当期純利益				125,779	125,779	125,779	125,779
当期変動額合計	103,500	103,500	103,500	125,779	125,779	332,779	332,779
当期末残高	213,700	173,700	173,700	235,789	235,789	623,189	623,189

個 別 注 記 表

重 要 な 会 計 方 針

1. 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

製 品、 仕 掛 品	移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
貯 蔵 品	最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産…定率法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 5～6年

工具器具備品 4～10年

無 形 固 定 資 産…定額法

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸 倒 引 当 金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞 与 引 当 金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。
- (3) 退 職 給 付 引 当 金……………従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

変動金利の借入金の金利変動リスクをヘッジするために、金利スワップ取引を行っております。当該取引は金利スワップの特例処理の適用要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。

(2) 消費税等の処理方法……税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	7,744千円
2. 担保に供している資産及び担保に係る債務	
(1) 担保に供している資産	
現金及び預金	1,471千円
(2) 担保に係る債務	
1年内返済予定の長期借入金	—千円
長期借入金	—千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数	
普通株式	2,005,000株
2. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	一株

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	5,871千円
棚卸資産評価損	1,846 "
賞与引当金	5,018 "
退職給付引当金	2,395 "
有価証券評価損	957 "
減価償却超過額	2,603 "
貸倒引当金	933 "
繰延税金資産小計	19,625千円
評価性引当額	△3,737 "
繰延税金資産合計	15,888千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	35.6%
(調整)	
交際費等永久差異	0.7
住民税等均等割	0.3
留保金課税	4.7
税額控除	△2.6
税率変更の影響	0.7
評価性引当額の増減	0.2
その他	0.9
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<hr/> 40.4%

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は必要な資金を主に銀行借入で調達しております。資金運用については安全性の高い銀行預金等に限定しており、投機的な取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、担当部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を確認することにより、リスクの低減を図っております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内に決済又は納付期限が到来するものであります。これらは流動性リスクに晒されておりますが、当社は資金繰り予測を作成する等の方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年1月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	604,325	604,325	—
(2) 受取手形	1,716	1,716	—
(3) 売掛金	196,671	196,671	—
貸倒引当金 ^(※1)	△2,605	△2,605	—
	193,637	193,637	—
資産計	799,680	799,680	—
(1) 買掛金	8,091	8,091	—
(2) 未払金	42,782	42,782	—
(3) 未払法人税等	85,839	85,839	—
(4) 未払消費税等	31,183	31,183	—
(5) 長期借入金 ^(※2)	35,000	35,817	817
負債計	202,897	203,715	817
デリバティブ取引	—	—	—

(※1) 売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※2) 1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びにデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、並びに(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価格によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等

これらは短期間で決済又は納付されるため、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。金利スワップの特例処理の対象とされているものは、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	604,325	—	—	—
受取手形	1,716	—	—	—
売掛金	196,671	—	—	—
合計	802,713	—	—	—

(注3) 長期借入金（1年内返済予定長期借入金を含む）の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	10,000	10,000	10,000	5,000	—	—

関連当事者との取引に関する注記

該当事項はございません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 310円82銭

1 株当たり当期純利益 69円52銭

(注) 当社は平成27年8月31日付にて1株を200株にする株式分割を行っております。1株当たり当期純利益は、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はございません。

(注) 本計算書類中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年3月18日

株式会社 鎌倉新書
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 真一郎 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 神山 宗武 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社鎌倉新書の平成27年2月1日から平成28年1月31日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、平成27年2月1日から平成28年1月31日までの第32期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会において承認された内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年 3月22日

株式会社鎌倉新書 監査役会

常勤監査役 中 嶋 清 昭 ㊟

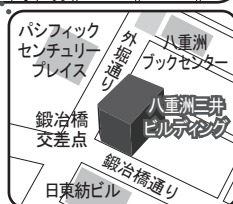
社外監査役 植 松 則 行 ㊟

社外監査役 河 合 順 子 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都中央区八重洲二丁目7番2号
八重洲三井ビルディング3階会議室
31 Builedge YAESU (サンイチビレッジ ヤエス)



<交通のご案内>

- JR線
東京駅八重洲中央口 4分
- 地下鉄
銀座線 京橋駅5番出口 3分 有楽町線 銀座一丁目駅3番出口 4分
浅草線 宝町駅A5出口 5分 丸ノ内線 東京駅4b出口 8分
東西線 日本橋駅A3出口 10分

駐車場の用意はしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。